

桶川市緑のまちづくり基本計画市民意見募集検討結果

受付	項目名等該当ページ	意見等	市の考え方
1	公園・緑地の整備計画	城山公園南側の施設の見直しについては、理解できましたが、公園北部の市営プール跡地の変更と、それに伴う多目的広場の拡充が立ち消えたのか納得できない。プール跡地に多目的広場を拡幅し、将来の公式野球場としての敷地を今すぐ確保してほしい。敷地が確保されていれば、将来公式野球場の建設は可能だと考える。	多目的広場の拡張については、城山公園内の個別事業ですので、本計画には記述しませんが、平成24年にプールを解体し、平成25年度に多目的広場の拡張工事に着手する予定です。
2	緑を構成する道路の緑	「緑を構成する道路の緑」の一部に該当する道路のため、泉2丁目川田谷泉線の植樹帯を若宮泉線規模の植樹帯に拡大し、街路樹には、交通騒音等軽減機能の期待される常緑樹を主体にし、間隔も現行より狭くして沿線住民の生活環境を守ってほしい。 また、滝の宮線にも植樹帯を設置してほしい。	頂いたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。同時に、担当課にて対応させていただきます。
2	その他(三共理化学前のT字路近辺の状況)	T字路を走る車両の騒音がうるさい 工場から排出される臭気が泉2丁目方向に流れてくる 上記のため、窓を開けることができない マンションの建物と駐車場格納部の間からビル風が強く吹きぬける	頂いたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。同時に、担当課にて対応させていただきます。
3	その他(駅西口公園のメタセコイア樹木伐採)	西口公園のセコイア樹木を市民に無断で伐採したことは許せない暴挙である。今後、桶川ではこんな事がおきないよう、「セコイア樹伐採」事例をいつも忘れずに、計画、実施、持続を行ってほしい。	公園の維持管理をするうえで、危険を回避して安全に利用していただくため、伐採することにしました。今後、樹木の植栽については、成長管理も含め、このような大木の伐採が生じないよう、慎重に計画し取組んでいきます。
26	(2)緑地の整備方針 都市公園等の整備方針(P34、35)	愛宕中央公園を縮小して、江川を望む中流域の斜面林を生かした近隣公園を整備するとあるが、しらはた公園0.79haと屋敷林であるグリーンベルト地帯を含めた自然公園としての整備を是非お願いしたい。	しらはた山公園予定地は、江川を中心とする「緑化重点地区」に含まれています。当地区は、斜面林を保全・活用する緑のベルトづくりとして位置づけを行っています。
39		「城山公園南側の公園計画の廃止」及び「愛宕中央公園の規模の縮小」の修正案に反対。また仮称殿山公園を仮称殿山緑地として追加修正することを提案する。	城山公園南側につきましては、広域幹線道路の整備が進んだことから県道川越栗橋線の交通量が増加し、一体的な利用が困難なことに加え、上位計画である第5次総合振興計画、都市計画マスタープランの変更において「複合開発エリア」に位置づけられたことを受け、拡大は行わないこととなります。 愛宕中央公園につきましては、下日出谷中央公園の開設や日出谷地区における公共施設の配置及び機能の見直しを行ったことに伴い、規模が縮小されます。 また、殿山公園につきましては、現有の斜面林をいかした公園として計画しております。
48	全般(P32)	近年多用されている「担保」という用語には、どちらにも解釈できるような非常にあいまいな言い回しに聞こえる。行政の担当者や企業のお詫び記者会見の際に「ごめんなさい」「残念」といわずに「遺憾」というように、言っている側も「ごめんなさい」「残念」とは言っていないと弁解するような言い回しの典型に思えてならない。もっと一般的な言い方である「担保する」「保障する」といった平易な言い方はできないものか?	「担保性のある緑地」につきましては、「農用地区域を除く地域制緑地と都市公園などの施設緑地を合わせたもの」と文中に定義付けしてあります。表現につきましては、策定時から変化しておりません。
7	緑のまちづくり	高崎線と17号国道の間と末広地域に3～4ヶ所の緑地公園を作ってほしい。	今回の改定に伴い、区画整理等が行われていない市街地につきましては、生産緑地地区や使用目的が明確でない空地などを取得あるいは賃借し、活用するため各種制度の導入を図ることとし、今後新たな制度の検討を行います(P62参照)。
24	(2)江川流域地区 現況 約12年前～(P84)	サクラ草等を守る運動に参加した一人として、次のように修正していただければありがたい。 約20年前より、一部地権者の人達の協力を得て、自然保護団体の人達を中心に、協力する人達によって、自然を守る運動が続けられ、今でも帰化植物除去や草刈りなどが行われ……。	策定時から7年余りが経っていることによる齟齬ですので、ご意見を踏まえ、以下の通り修正させていただきます。 「約20年前、一部の地権者の方々の協力を得て、自然保護団体と周辺住民の方々によって、自然を守る活動が始まりました。現在も帰化植物除去や草刈りなど、過酷な作業がNPOやボランティアの方々の手によって行われ、豊かな自然環境を残す努力が続けられています。」

桶川市緑のまちづくり基本計画市民意見募集検討結果

受付	項目名等該当ページ	意見等	市の考え方
37	桶川西地域	上日出谷南組合事業地内の市所有地に日出谷保育所を新設するが、隣接して緑地を確保していただきたい。今回、桶川市緑のまちづくり基本計画にも今後緑を増すという事から提案するものである。	区画整理事業地内は、すでに都市公園などを計画的に配置することになっております。これに加え、日出谷保育所に隣接する緑地を確保することは、事業上不可能です。その一方、日出谷保育所・子育て支援センターは、市街地内の緑の目標にあるように、緑化を先導する公共公益施設として30%以上を緑化する計画となっております。
44	緑のまちづくり基本計画(P35)	今後整備する近隣公園に愛宕中央公園が入っていない。市が勝手になくすのはおかしいと思う。我々地権者に減歩させて公園や道路をつかったのであり、地域や地権者の同意なく計画を変更できないはずである。私の家は公園のすぐそばで火災を食い止めたり、地震が起きたときには公園が大きな役割を果たす。よって愛宕中央公園は地域にとって大事な公園であり縮小する事は反対。元の計画に戻してほしい。	日出谷地区における近隣公園については、桶川市第五次総合振興計画の土地利用基本方針である歩いて暮らせるまちづくりを踏まえ、地域生活拠点の位置や都市計画道路の配置状況、既設近隣公園(駅西口公園)を含む街区公園との配置バランスを踏まえた上で、計画位置の変更に至っております。災害対策などにつきましては、分庁舎に代替機能を持たせることとなります。
53	上日出谷の公園について(P35)	上日出谷中央公園は、私達地権者の減歩により計画された公園です。区画整理変更もされず、地権者や地域住民の同意なしに勝手に近隣公園をなくすことは反対である。防災、コミュニティなど重要な場であり、しらは山公園ではその機能をはたさない。また、川田谷から久保団地をぬける重要な道路があるはずである。	日出谷地区における近隣公園については、桶川市第五次総合振興計画の土地利用基本方針である歩いて暮らせるまちづくりを踏まえ、地域生活拠点の位置や都市計画道路の配置状況、既設近隣公園(駅西口公園)を含む街区公園との配置バランスを踏まえた上で、計画位置の変更に至っております。災害対策などにつきましては、分庁舎に代替機能を持たせることとなります。
54	上日出谷の公園について(P35)	上日出谷地区からあたご中央公園をなくすことは反対である。昨年の暮れに都市計画の説明会があったときは、地域の人はほとんど反対だったはずである。それでも強行にあたご中央公園1.2haをなくすのは、市の横暴であり、納得できない。	日出谷地区における近隣公園については、桶川市第五次総合振興計画の土地利用基本方針である歩いて暮らせるまちづくりを踏まえ、地域生活拠点の位置や都市計画道路の配置状況、既設近隣公園(駅西口公園)を含む街区公園との配置バランスを踏まえた上で、計画位置の変更に至っております。
60	全体	都市計画マスタープランと同時の意見提出は、非常に乱暴で、市民を軽視している。また、市民の意見が出ないほうがよいと思っているのではないかと受け取れる。 丁寧なまちづくりの論議は、もともと考えていない桶川市の姿勢は厳しく批判されるべきである。写真にあるワークショップの議論が、この案のどのような部分に反映されたのか、何時、どのような形で議論がされてきたのか、議事録も公開すべきである。協働の実体化は、市民に知らせるべきである。 都市計画マスタープランが確定するまでは、意見を提出すべきではないが、全体での意見を述べておく。 この意見の様式は非常に市民にとって使いにくく、途中でフリーズを起こすことがしばしばある。これも変更を求めたい。	今回の都市計画マスタープランの改定は、第五次総合振興計画の策定、社会・経済情勢の変化、諸法律の改正を受けての時点見直しです。そのため、市民参加のもと、平成9年に策定された現在の都市計画マスタープランを尊重して、文章も含めて、修正をしています。

桶川市緑のまちづくり基本計画市民意見募集検討結果

受付	項目名等該当ページ	意見等	市の考え方
60	公園緑地の倍増を目指す	<p>この中には、河川敷や斜面林なども含まれるので、一見前進しているように思えるが、市街化区域や、住宅団地周辺に公園や緑地が存在することが快適な生活空間を補償する事になる。</p> <p>したがって、市全体の面積だけでなく、配置を考えると、バランスよいとは言えない。得に東側地域の寿、南、東は、農地もなく、緑地もない。生産緑地や空き地も少ない地域の配置を考えるべき。</p>	<p>本計画は、市民と行政と一緒に作成したものであり、その際、より現実的な内容にするべく議論を重ねていきました。その結果、東側の寿、南、東といった住宅の密集度が比較的高い地域に都市公園を計画することは、計画期間内では現実的でないことに加え、もしその建設費を郊外に展開した場合、緑の質、量ともより充実するのでは、という結論になりました。その一方、この地域にはポケットパークのようなものを有機的に配置する計画としてきました。</p> <p>しかし、今回の見直しにあたって、やはり当地域における需要を勘案し、「市街化区域内における生産緑地区、未利用地の活用」としています。</p>
60	今後目指すべき近隣公園2箇所について	<p>あたご中央公園1.2ヘクタールを廃止し、しらはた山公園0.7ヘクタールに変更する計画は絶対反対。その理由</p> <p>土地区画整理事業の事情で近隣公園を変えるのは都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に反する。</p> <p>しらはた山公園は、神社の鎮守の森である。この山を市民が日常的に利用する公園にする事は、古来からの文化を破壊することであり、都市マスの桶川らしさを自らかなぐり捨てることである。</p> <p>また、しらはた山は斜面地が多く、これまでのあたご中央公園の機能とは全く異にしている。住宅密集地にあった近隣公園は、防災上の拠点となり、地域コミュニティのための拠点機能も持つ、活動がし易い公園であり、イベントも可能であるが、しらはた山公園では小規模な広場面積しか期待できない。</p> <p>これまでの良好な市街地形成という区画整理の目的を変えるには、都市経過の観点から、納得いく市民合意が必要である。しかし、1昨年未の案の説明会では、殆んどが反対を表明している。市民との協働を掲げながら、反対を押し切った計画は市民をただ働かせるだけに利用する事になり、行政の姿勢として誤りである。</p>	<p>日出谷地区における近隣公園(愛宕中央公園)については、桶川市第五次総合振興計画の土地利用基本方針である歩いて暮らせるまちづくりを踏まえ、地域生活拠点の位置や都市計画道路の配置状況、既設近隣公園(駅西口公園)を含む街区公園との配置バランスを踏まえた上で、計画位置の変更に至っております。</p> <p>現行の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整開保」という。)に愛宕中央公園は位置づけられています。この整開保は、現在、変更手続き中であり、桶川市第五次総合振興計画を尊重した変更案となっております。本計画案の施行は、この整開保の変更後となりますので、整開保の方針に反することはありません。</p> <p>しらはた山公園については、現存する樹木を保全した公園形態としていきたいと考えております。</p> <p>桶川市の地域防災計画では、日出谷小学校が指定避難場所として位置づけられています。配置機能については、桶川市第五次総合振興計画 桶川市都市計画マスタープランを踏まえたものとなっております。</p> <p>説明会につきましては、関係地権者説明会を平成24年8月5日、都市計画法第16条の規定に基づく市民説明会を平成24年9月30日にそれぞれ開催しております。今後、都市計画法第17条の規定に基づき変更案の縦覧を行い、ご意見を頂戴することとなります。</p>
60	水辺環境に川田谷ため池の位置づけ	<p>石川川近くのため池は、川田谷地域の農文化や地域の交流の歴史をとどめ、かつてあった多くのため池や湧き水の唯一残された遺跡のようなものである。また自然環境豊かで、希少植物も存在する。湿地や池は生態系豊かな地球温暖化防止のシンボルとして存在価値をまし、美しい景観も期待できる。水路の復元とともに、緑のネットワークとして、きちんと位置づけるべきである。</p>	<p>今回の改定は、第5次総合振興計画の策定、都市計画マスタープランの改定、社会・経済情勢の変化、諸法律の改正を受けての時点見直しです。そのため、市民参加のもとに策定された現在の計画を尊重して、文章も含めて、その大部分を引き継いでいます。</p> <p>ご指摘の点に関しましては、今後、本格的な見直しを行う際に参考にさせていただきます。</p>
60	農用地域の減少	<p>大型道路による減少を見込むのではなく、出来るだけ守り、計画的に土地利用の確定した、最小限の減少にとどめるべきである。</p>	<p>大型道路による緑の減少を「最小限」にするとともに「出来るだけ緑を守る」ために、維持目標として「すべての緑地の目標」を設定しています(P32)。</p>
60	江川周辺と環境保護団体の役割について	<p>「地元の方の話によると、このあたりは昔、冬場に地域の人たちが総出でヨシやマコモを刈ったそうで、このことよって、サクラソウやサワトランオ、チョウジソウなど湿地性植物が生息してきたようです。約12年前より周辺住民などの手により、帰化植物除去などが行われるなど、豊かな自然環境を残す努力が続けられています。」との記述だが、周辺住民が12年間もの間帰化植物を除去した歴史があるのであれば、先導的な指導者として、活用すべきである。サクラソウやサワトランオ、チョウジソウは、環境保護団体の長年に亘る活動があればこそ現状のように保全されたのであり、環境保護団体の役割は極めて重要である。活動の意義と評価、今後の期待は、協働のまちづくりの先駆者として中心的に明記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正させていただきます。</p> <p>「約20年前、一部の地権者の方々の協力を得て、自然保護団体と周辺住民の方々によって、自然を守る活動が始まりました。現在も帰化植物除去や草刈りなど、過酷な作業がNPOやボランティアの方々の手によって行われ、豊かな自然環境を残す努力が続けられています。」</p>